

お客様各位

平成28年3月1日

日増しに春めいて、寒気は次第に緩んでまいりましたが、皆様方におかれましてはいかがお過ごしでしょうか。

今月は下記の3点をまとめました。

1. 今月の事務
2. 労働法制～勤労青少年福祉法等の改正について
3. コラム～マイナス金利の影響について

1. 今月の事務

前月号でもお伝えしましたが、平成27年分の所得税・個人住民税の確定申告の受付期間は3月15日までです。給与所得者であっても、昨年末に年末調整を受けなかった人、27年中の年収が2千万円を超える人、副収入がある人、2か所以上の会社から給与の支払いを受けている人などは確定申告が必要です。

そして、3月は異動の時期でありその準備が必要になります。社員の配置転換や転勤、退職など異動に伴う諸手続きを前もって確認し、ミスやモレがないようにしましょう。

同一職場内の異動の場合は、特に法定の手続きは必要ありませんが、住所地が変わる転勤が生じた場合は、様々な法定の手続きが発生します。たとえば、社会保険の資格喪失と取得の手続き（本社等で健康保険と厚生年金保険の事務を一括して行なっている場合は不要）、雇用保険の「転勤届」の提出、「扶養控除等（異動）申告書」の提出先の変更、「給与支払報告書・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」の旧住所地への通知などです。社内事務としては、通勤手当や住宅手当の精算、貸与物品の返還、赴任先への勤務状況の連絡などがあります。

また、社員の家族に異動（進入学、卒業、就職、結婚等）が予定される場合は異動届の提出を社員に伝え、この異動届をもとに家族手当等の変更、源泉徴収税額表の適用欄の変更等の手続きや、必要に応じて祝金等を支給することになります。

2. 労働法制～勤労青少年福祉法等の改正について

3月1日から改正勤労青少年福祉法等が施行されました。この法律は概ね35歳未満（実際には45歳未満も適用可）の青少年の雇用の促進等を図り、能力を有効に発揮できる環境を整備することを目的としており、ずいぶん前からありますが、今回の改正は次の2点が重要です。

一点目は、労働関係法令違反を行ういわゆるブラック企業に対するハローワークでの求人を受理しない方針が示されました。この法律におけるブラック企業の定義は、賃金・労働関係違反により過去1年間で2回以上の指摘を受け、是正指導（勧告）されたものとされています。

そして二点目は事業主による青少年の職場情報の提供方法が定められました。職場情報については、新卒者の募集を行う企業に対し、企業規模を問わず、幅広い情報として①募集・採用に関する状況、②労働時間等に関する状況、③職業能力の開発・向上に関する状況の三つを提供することを努力義務化しました。

3. コラム～マイナス金利の影響について

日銀が先月下旬にマイナス金利政策の導入を発表し、2月16日から適用されています。

今後、銀行では預金金利が更に下がり、保険会社では保険料の値上げなど、消費者にとっては有難くないことが予想されます。

また、事業会社では退職給付会計を適用する上場会社では指標となる国債の利回りが低下すると会計上の「割引率」が低下するため、「退職給付債務の算定」で債務が膨らむ上、最近の株安で運用利回りの悪化による年金資産減少というダブルパンチの状況になり、大きな業績悪化要因に成りかねません。特に上場会社は3月決算が多いので、3月の株式相場次第では、4月に公表される各社の決算実績を受けて更に株価が下がる恐れが出て来ます。

もちろん、一番影響を受けるのは金融機関ですね。金融機関は事業者への融資を増やせない状況の中、運用先を日銀への預金に頼っており、従来は日銀から利息が貰えていたのが、マイナス金利になると今後は逆に利息を払うことになるのです。

もっと融資を増やせと言うのが日銀のスタンスですので、事業者にとっては融資が受けやすくなるのは朗報でしょうか。

記帳指導、決算・税金対策から人事労務対策までワンストップで対応します。
私共は最も頼りになるパートナーを目指しております。共に成長しましょう。

認定経営革新等支援機関 **坂田公認会計士事務所**

〒669-1544 三田市武庫が丘8-14-1

代表 公認会計士・税理士・社会保険労務士 坂田正一郎

TEL 079-506-0686 FAX 079-563-9128

E-Mail sakatacpa@leto.eonet.ne.jp HP <http://www.sakata-office.biz/>